

# 令和5年度

## 行政評価（新規事務事業評価）結果一覧表

◆令和6年度から新たに実施を計画している事務事業評価

令和6年2月

羽村市行政評価委員会

編集：羽村市企画部企画政策課

## 令和5年度行政評価(新規事務事業評価)について

羽村市行政評価要綱の規定に基づき、令和6年度に実施を予定している新規・レベルアップ事業について、妥当性・効率性(手法)の観点から総合的に評価を行った。

### 1 評価方法

一次評価 事務事業の所管課長による評価

二次評価 副市長、教育長、部長職により構成する行政評価委員会による評価

### 2 評価分類

A:実施が妥当

B:要再検討

C:実施しない

※評価結果は、予算査定において尊重するが、予算全体を調整する中で予算化を見送る場合がある。

### 3 評価経過

令和5年9月19日 部ごとに新規評価シート作成・提出(一次評価)

令和5年9月29日、10月2日・4日・10日 行政評価委員会開催(二次評価)

### 4 評価結果

評価件数 31件中 A:28件 B:3件 C:0件

### 5 その他

本結果一覧表における、各事務事業の事業内容等については、評価実施時点(令和5年9月、10月)の内容であり、令和6年度における実際の事業内容等と異なる場合がある。

令和5年度新規事務事業評価一覧表 審議数:31件

No.	事務事業名	区分	所管部	所管課	評価結果	評価コメント
1	公共施設再配置計画策定基礎調査の実施	ゼロベースからの新規事務事業	企画部	公共施設マネジメント課	A	—
2	人事給与システムの更改ならびに庶務事務システムの導入	・ゼロベースからの新規事務事業 ・その他(更改)	総務部	職員課	A	・導入に当たっては、現状の仕組みのままデジタリ化するのではなく、仕組みの整理や見直しを行ったうえで進めること。
3	まるごとまちごとハザードマップ(想定浸水深表示板)の設置	ゼロベースからの新規事務事業		防災安全課	A	—
4	消防団員参集メール配信等システムの導入	ゼロベースからの新規事務事業		防災安全課	A	—
5	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	ゼロベースからの新規事務事業	市民部	市民課	A	—
6	現地調査モバイルシステム導入事業	ゼロベースからの新規事務事業		課税課	A	—
7	地域産業活性化事業の充実	レベルアップ	産業環境部	産業振興課	A	—
8	ハウス栽培における温室効果ガス排出削減支援事業の実施	ゼロベースからの新規事務事業		産業振興課	A	・本事業により整備した資産が課税対象となるかどうか確認し、対象となるようであれば事前に周知すること。
9	農産物の被害に対するアライグマ・ハウビシン防除事業の実施	ゼロベースからの新規事務事業		産業振興課	A	—
10	羽村市農産物直売所開設30周年記念事業の実施	ゼロベースからの新規事務事業		産業振興課	A	・市が実施する業務と指定管理者が実施する業務の住み分けを明確にした上で実施すること。
11	カーボンニュートラル都市ガスの導入	レベルアップ		環境保全課	B	・CO2の国際間取引については、明確な国際ルールが定まっておらず、現時点では国においてCO2の削減効果として認められていないものである。当該都市ガスの導入に当たっては、今後の国の動向を注視し、検討を進めること。
12	「やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト」によるカーボンオフセット事業の実施	ゼロベースからの新規事務事業		環境保全課	A	—
13	(仮称)はむら森の学校事業の実施	ゼロベースからの新規事務事業		環境保全課	A	・実施に当たっては、学校で実施している環境学習や校外学習と内容の重複が生じないよう、関係機関と調整を図ること。また、現地の子供との交流についても検討すること。
14	富士見霊園区画墓地の増設	レベルアップ		生活環境課	A	—
15	ICT高齢者見守りサービスの実施	ゼロベースからの新規事務事業	福祉健康部	高齢福祉介護課	B	・高齢者の見守りサービスについては、民間による市場が形成されており、市の実施方法によって民間の取組を阻害する可能性もあることから、委託以外の実施方法についても検討する必要がある。
16	認知症検診事業の実施	ゼロベースからの新規事務事業		高齢福祉介護課	A	—
17	多様な他者との関わりの機会の創出事業	ゼロベースからの新規事務事業	子ども家庭部	子育て支援課	A	・事業実施に当たっては、利用者のニーズ把握や、利用者負担額にについて、引き続き調整すること。
18	中・高校生等の居場所づくりに向けた、東児童館の機能強化	ゼロベースからの新規事務事業 レベルアップ		子育て相談課	B	・中・高校生世代へのニーズ調査の実施を検討すること。また、中高生の居場所づくりにについては、東児童館の立地条件等を踏まえ他の公共施設の利用も検討すること。
19	保育所等における地域の子育て支援事業	ゼロベースからの新規事務事業		子育て支援課	A	・本事業の実施状況に応じて、児童館での直営の子育て相談事業の在り方について検討していくこと。
20	産後ケア事業の充実	レベルアップ		子育て相談課	A	・産後ケアは、きめ細かな対応が必要であるため、利用者ニーズを捉えながら実施すること。
21	発達支援体制の充実のためのペアレント・トレーニングの実施	ゼロベースからの新規事務事業		子育て相談課	A	・参加者を募集するに当たっては、関係機関と連携を図り、本事業を必要としている方にしっかりと情報が伝わるよう取り組むこと。また、事業を企画する際には、ニーズを捉え、土日や夜間開催も選択肢の一つとして検討すること。

No.	事務事業名	区分	所管部	所管課	評価結果	評価コメント
22	子供の遊び場整備事業の実施(水上公園、宮の下運動公園及び壇上草花公園の一体的な整備)	ゼロベースからの新規事務事業	まちづくり部	土木課	A	・事業の実施に併せて、周辺エリアの公園施設の在り方や土地の活用について、検討を進めること。 ・会議体の設置など検討にかかる具体的スケジュールを明確にし、取り組むこと。
23	羽村市動物公園のあり方の検討	ゼロベースからの新規事務事業		土木課	A	・会議体の設置など検討にかかる具体的スケジュールを明確にし、取り組むこと。
24	羽西三丁目地区における都市再生地籍調査事業の実施	レベルアップ		都市計画課	A	・地籍調査事業未実施地区における実施方針など、今後の事業実施にかかる方向性を明確にすること。
25	雨水管理総合計画の策定	ゼロベースからの新規事務事業	上下水道部	上下水道設備課	A	・内水浸水想定区域図の公表に当たっては、水防法との関係をよく整理すること。
26	羽村市立小学校体育館空調設備設置工事の実施	ゼロベースからの新規事務事業	生涯学習部	生涯学習総務課	A	・事業の実施に当たっては、現在の受電設備で対応可能かどうか確認すること。 ・令和7年度までの補助金であることから、2か年に分けて実施するなど、費用負担の平準化を図る工夫を検討すること。
27	インターネット閲覧環境を整備した校務パソコン機器等の導入	レベルアップ		学校教育課	A	・本事業の実施に当たっては、当該機器等を導入していない自治体と連携を図り、共同で調達ができないか確認すること。
28	(仮称)スポーツの日フェスティバルの実施	レベルアップ		スポーツ推進課	A	・本事業について、市が主体的に実施する性質の事業であるかどうか整理した上で、実施方法を検討すること。
29	スイミングセンターを活用した小学校水泳授業の実施	レベルアップ		学校教育課	A	・今後、他の小中学校のプール授業はどうするのかという課題も生じてくるのが想定されるので、今後の学校プール授業の在り方についても検討していくこと。
30	放課後子ども教室の充実	レベルアップ		生涯学習推進課	A	・実施に当たっては、学童クラブ事業で実施している支援員の研修と併せて実施するなど、効率的に実施すること。
31	ICT等を活用した不登校児童・生徒支援対策の推進	ゼロベースからの新規事務事業		教育相談室	A	—

※掲載順は、各部における事業実施にかかる優先順位順

※評価区分 A:実施が妥当 B:要再検討 C:実施しない

※各事務事業の事業内容等については、評価実施時点(令和5年9月、10月)の内容であり、令和6年度における実際の事業内容等と異なる場合があります。

令和6年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

					所管部課	企画部 公共施設マネジメント課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
1	公共施設再配置計画策定基礎調査の実施	対象者 市民1,200人(無作為抽出)	総 事 業 費	事業費	2,342	公共施設の老朽化や人口減少により、公共施設の整理統合は不可避であり、そのための再配置計画策定に向けての、公共施設に対する市民ニーズの把握は不可欠であると考え。 また、市民ニーズの把握方法として、利用者アンケートや懇談会の実施も考えられるが、公共施設を利用しない市民も含めた公平な意見の把握が可能な無作為抽出のアンケートによる方法が最も妥当である。	A	—
	背景・目的	調査方法 調査票郵送		人件費	455			
		調査項目 ・公共施設の利用状況 ・公共施設利用にあたっての意見 ・今後の公共施設の存続意向等		合計	2,797			
	人口減少時代を踏まえ、持続可能な公共施設の保持のために、長期総合計画に掲げる公共施設の総量抑制を実行していく必要がある。 そのために、今年度、公共施設等総合管理計画を改定し、次年度以降、公共施設の体系的な整理統合を取りまとめた公共施設再配置計画を策定していく考えであり、本委託はそのための基礎調査の一つとして、公共施設の市民の利用状況や市民ニーズを把握するために実施するものである。	委託内容 ・アンケート項目作成補助 ・調査票の印刷・送付・回収 ・調査結果の集計	財 源 内 訳	国庫支出金	0	アンケートの設問設定や集計結果の分析などの根幹業務を市が直営で実施し、印刷・発送や集計業務などの単純業務を事業者の一部委託することにより、最小の費用で最大の効果が得られる。 アンケート回答は、オンライン・郵送いずれでも回答できるよう設定するが、ログフォームを使用したオンラインによる回答方法に誘導し、郵送に係る経費削減や集計作業の効率化を図っていく。		
				都支出金	0			
				市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	2,797			
	合計	2,797	効率性 (手法)					

所管部課	総務部 職員課
------	---------

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
2	人事給与システムの更改ならびに庶務事務システムの導入	【対象】正職員 【概要】超過勤務や休暇等の電子申請・承認、実績のデータ管理及び給与計算へ反映ができるシステム	総 事 業 費	事業費	30,863	<p>・出退勤等の管理にかかる作業量が增大しており、承認者である各課管理職、庶務担当職員及び職員課における管理コストが増えている(年間約7,000千円)。</p> <p>・出退勤等の管理業務をデジタル化することで、ヒューマンエラーによる誤支給の軽減、事務作業の効率化を図ることができるなど、業務の生産性を上げることができる。</p> <p>・働き方改革を総合的に推進するため長時間勤務の是正、テレワーク等の多様で柔軟な働き方の実現等のために、本システムの導入は必要である。</p>	<p>・導入に当たっては、現状の仕組みのままでデジタル化するのではなく、仕組みの整理や見直しを行ったうえで進めること。</p>	
	背景・目的	・ICカード(庁舎勤務職員及び庁舎外勤務職員)による出退勤の打刻、テレワーク時のシステムによる出退勤の打刻		人件費	2,374			
	現在、職員の出退勤、休暇、超過勤務等の出退勤等の管理を紙ベースで行っており、記載内容や計算等の確認に係る作業量も多く、職員課及び各課の職員は事務作業に多くの時間を費やしている(職員課467時間/年、各課1,388時間/年)。	・超過勤務や年次有給休暇等の電子申請・承認		合計	33,237			
	出退勤等の管理業務をデジタル化することにより、事務の効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの促進に繋げる。	・超過勤務時間数や年次有給休暇取得日数等の随時確認及び自動集計	財 源 内 訳	国庫支出金	0			<p>・紙申請により時間がかかっている決裁作業の迅速化が可能になる。</p> <p>・手作業による膨大な作業時間が自動集計になるため、短時間で処理が可能になる。</p> <p>・統計資料の作成に係る作業効率が向上する。</p>
	令和6年12月に現在の人事給与システムの5年間のリース期間が満了するタイミングで、庶務事務システムを導入することが、最適と考える。	・出勤簿等の各帳票出力		都支支出金	0			
		・庶務事務システムで承認された超過勤務などの実績情報を人事給与システムと連携することで、給与計算へ反映が可能		市債	0			
		【対象】会計年度任用職員		その他特定財源	0			
		・ICカード(庁舎勤務職員及び庁舎外勤務職員)による出退勤の打刻、テレワーク時のシステムによる出退勤の打刻		一般財源	33,237			
		※学童クラブや児童館など、庁内LAN PCの環境が整っていない場所については、現在のタイムカードを継続		合計	33,237			
		【その他】						効率性(手法)
	・超過勤務や休暇等の電子申請・承認、実績のデータ管理及び給与計算への反映について、会計年度任用職員も対応が可能かどうか検討した。検討の結果、現在の勤務体系が複雑であることから、会計年度任用職員については、出退勤の打刻機能のみが最適と判断した。							
	・令和5年度中に準備行為を行うため、令和5年度補正予算にて予算措置する必要がある(令和5年度は執行額0円の債務負担行為)。							

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
3	まるごとまちごとハザードマップ(想定浸水深表示板)の設置	洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域内において、歩行者の視点などを考慮した上で表示板設置候補箇所(清流地区、羽中四丁目、羽加美四丁目、玉川一丁目・二丁目を中心に30箇所程度)を選定し、その地点の想定浸水深の調査及び民地の場合は土地所有者の承諾を得た上で、多摩川が氾濫した場合にその場所が浸水すると予測される深さを示した表示板の製作・設置・管理を、電柱広告を業務とする事業者に委託し実施する。 また、設置後の表示板の経年劣化に伴う事故等防止のため、5年毎に新たな表示板の再設置を行う。	総事業費	事業費	530	水防法において、市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならないとしており、その規定に基づき洪水ハザードマップを配布している。 街中に表示板を設置することで、日常生活上で視認されやすく、浸水想定区域や浸水深を感覚的に理解することができるため、より一層地域の水害の危険性を実感していただくことが期待できる。 また、東京都が設置する「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」が策定した「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、都や区市町村等の関係機関が取り組む事項として、「まるごとまるごとハザードマップの促進」も取組の一つに挙げられている。  電柱広告を業務とする事業者に委託することで、表示板の設置許可から設置後の管理・更新まで、一括で対応できるため、事務の効率化を図ることができる。	A
	背景・目的			人件費	754		
	過去の国内の風水災害において、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことで、避難の遅れ等により住民が孤立することがあった。 平成29年の水防法改正により、市町村長が過去の浸水実績等を把握したときには、これを水害リスク情報として浸水範囲等を示した地図や浸水深を示した看板等により住民等へ周知することとなった。 また、国では、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を作成し、全国的な取組として推進している。 生活空間である街中に、その場所がどれ位浸水するのか(浸水深)を表示することで、洪水ハザードマップの更なる普及浸透、及び市民等の水害に対する危機意識の向上を図ることを目的とする。			合計	1,284		
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性 (手法)		
			都支出金	0			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	1,284			
			合計	1,284			

				所管部課	総務部 防災安全課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
4	消防団員参集メール配信等システムの導入	<p>火災等の災害発生時において、発生場所の正確な情報を迅速に消防団員、職員等に伝達するため、消防団員参集メール配信等システムを福生消防署管内の自治体(羽村市・福生市・瑞穂町)で共同調達し、導入する。</p> <p>システムの導入により、福生消防署から火災等が発生した自治体の消防団員及び防災担当職員等に対し直接通報されるため、災害発生から出動までの時間について、6分程度の短縮を図ることが可能となる。</p> <p>また、火災発生場所の地図情報を添付することが出来るため、災害発生現場の正確な情報伝達が可能となる。</p> <p>システムの概要については、福生消防署に設置されたパソコンを通じて、出火報等の災害発生情報が、メール及び電話により消防団員及び防災担当職員等へ一斉配信されるものであり、市においてパソコンの設置は不要である。</p>	総 事 業 費	事業費	463	<p>火災発生時において被害を最小限に抑えるためには、消防団員等が火災現場に速やかに到着し、消防署と協力・連携して消火活動を行うことが重要である。</p> <p>本システムの導入により、火災発生情報が消防署から消防団員や防災担当職員へ直接メール等で通報されることで、出動までの時間の短縮に繋がりが、火災等の被害を最小限に抑えることに寄与することから、本事業の実施は妥当である。</p>	A
	人件費			85			
	合計			548			
	財 源 内 訳		国庫支出金	0	<p>福生消防署管内の自治体(羽村市・福生市・瑞穂町)とシステムを共同で調達することにより、導入コストや維持管理コストを抑えるとともに、契約事務などの事務の効率化を図ることができる。</p>		
			都支出金	0			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	548			
			合計	548			
	妥当性						



					所管部課	市民部 市民課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
5	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	国保保健事業(糖尿病性腎症重症化予防)の対象者を後期高齢者医療被保険者に拡大するとともに、通いの場等で実施している介護保険地域支援事業と連携し、フレイル予防や状態の把握、健康相談ができる環境づくりを行うため、高齢福祉介護課に保健師等の医療専門職を1人配置し、市民課、高齢福祉介護課、健康課が連携して以下の事業を展開する。	総事業費	事業費	8,680	<p>「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」については、令和元年5月15日に健康保険法等改正法が成立し、厚生労働省より、令和6年度までに全国に展開するとの方針が示されていることから、令和6年度当初から実施する必要がある。</p> <p>本事業の取組にあたっては、都支出金の活用により、保健師等の医療専門職の費用及び、個別的支援等(事業等)の費用が補助されるので、費用対効果の面からも効率性が高いと考える。</p>
	背景・目的	◆ハイリスクアプローチの実施(委託事業費2,330千円) 生活習慣病等の重症化予防(糖尿病性腎症重症化予防)に関わる相談・指導を委託実施する。初めに、新たに配置される保健師等の医療専門職による対象者の抽出を行う。その後、委託業者により、100人程度へ勸奨通知を送付し(国保実施の実績から、10人程度がプログラムへ参加見込み)、面談指導・電話指導を実施する。一定期間後、目標達成状況の評価、必要に応じて医療受診勧奨や栄養指導用に連携する(新規事業:市民課)		人件費	197	
	高齢者は、健康状態に個人差が大きい傾向があり、疾病(重症化)予防と生活機能維持など医療と介護の両面にわたるニーズを有している。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」は、高齢者の抱えるフレイル等の多様な課題に対応した、高齢者の特性に応じたきめ細やかな支援を実施するものであり、市区町村は、令和6年度までに実施することを国から求められている(健康寿命延伸プラン)	合計		8,877		
		◆ポピュレーションアプローチの実施(事業費0千円、医療専門職人件費6,350千円) 新たに配置される保健師等の医療専門職や、健康課の管理栄養士が、通いの場等において、フレイル予防等の健康教育・健康相談の実施、高齢者の健康やフレイル状態の把握、健康相談が日常的に気軽にできる環境づくりを行う(既存事業:高齢福祉介護課、健康課)	財源内訳	国庫支出金	0	
				都支出金	8,130	
				市債	0	
				その他特定財源	0	
				一般財源	747	
				合計	8,877	
					効率性(手法)	

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
6	現地調査モバイルシステム導入事業	<内容> 令和4年度から本格稼働した「土地・家屋情報システム」と連携させるためのタブレット端末3台を購入し、実地調査に活用する。	総事業費	事業費 1,870	令和6年度の行財政運営の基本方針の一つ「行政のデジタル化の推進」では、「DX推進基本方針」に掲げた三つの柱(市民サービスの向上、行政の業務効率化、地域DXの推進)に基づき、羽村市にとって最適なデジタル化が図られるよう、具体的な取組を積極的に進めることが示された。 本システムは、固定資産評価のための実地調査を、タブレット端末を活用し、デジタル化することで、効率的な事務処理を可能とするもので、行財政運営の基本方針に沿った取組である。 システム導入により事務の効率化を図ることで、課税事務における確認作業をより充実させることが可能となり、その結果、課税誤りの防止につながり、課税に対する信頼性の一層の向上に寄与することができることから、導入の妥当性は高いと考える。	A	
	背景・目的	<規模> 事業費 5,698,000円(60カ月) (令和6年度 1,870,000円、令和7年度~10年度 957,000円)		人件費 92			
				合計 1,962			
			財源内訳	国庫支出金 0			本システムの導入にあたっては、「多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率推進事業助成金」を活用し、効率的に導入することを検討しており、2年目以降については、事務の効率化に伴う人件費削減額がランニングコストを上回ることが想定される。 また、本システムを導入することにより、「土地家屋現況図」が不要となり、「土地・家屋情報システム更新業務委託料」を約180万円削減(5年間)できることから、費用対効果の面からも効率性が高いと考える。
				都支出金 0			
				市債 0			
				その他特定財源 0			
				一般財源 1,962			
			合計 1,962	効率性(手法)			

					所管部課	産業環境部 産業振興課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
7	地域産業活性化事業の充実	<p>地域産業の活性化に係る事業を充実させ、一体的に実施する。</p> <p>①企業活動支援事業【17,143千円】:企業支援セミナー(2回)の追加 令和4年度企業活動支援員による企業訪問実績:延べ3,202回 ②経営基盤強化助成金事業【新規:3,500千円】:市内中小企業者等が行う下記の取組に対して助成金を交付(法人10万円 個人:5万円)。環境に配慮した取組を併せて実施する場合は環境配慮加算をする。(法人・個人5万円) 《助成メニュー》 ・労働環境配慮事業:テレワーク、賃上げ、有給休暇取得促進など従業員の労働環境に配慮した取組 ・DX推進事業:DXやデジタル化による生産・業務プロセスの見直しなど生産性向上に資する取組 ③人材育成及び人材確保支援助成金事業【3,000千円】:「人材確保のための採用に係る取組」を追加 令和4年度交付実績:25社 ④創業支援事業【1,414千円】:連携支援機関の拡大(3機関→4機関)、創業支援補助金の募集回数増加(1回→2回) ⑤企業誘致促進制度奨励金事業【6,000千円】:雇用促進奨励金の拡充(一人5万円→10万円)</p>	総事業費	事業費	31,057	妥当性	A
	背景・目的			人件費	4,807		
	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻などにより、世界的な経済停滞から生活様式の変化が生じ、市内中小企業においても、社会経済の変革への対応が求められている。</p> <p>・市内に多く集積している中小企業は、グローバル経済の進展による企業間競争の激化にはじまり、DXやカーボンニュートラルなどへの対応が求められるだけでなく、社会情勢を背景とした人口減少に伴う人材確保への対策など、企業経営を継続していくことに多くの課題が生じている。</p> <p>・産業振興施策を通じた企業間コミュニケーションや関係機関等とのネットワークを活用しながら、既存企業だけでなく、創業者や商店会を含めた市内産業全体としての成長発展と経営力強化に取り組む必要がある。</p> <p>・東京都では、「多様な主体との連携による地域の産業力強化」や「感染症や災害などの発生による社会構造の変革への対応」に取り組むことで地域産業の活性化を促進する区市町村を支援しており、羽村市はこれまでも地域産業活性化に係る一体的な施策を東京都の補助金を活用して実施して来た。</p>			合計	35,864		
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性(手法)	<p>地域産業においても、社会経済活動の大きな変化や社会構造の変革に対応していくことが求められており、これまでの取組結果や企業活動支援員が聴取する企業からの生の声を活かした施策となるよう、既存事業のスクラップを含めた内容としている。</p> <p>また、東京都補助金(1/2)を効果的に活用した取組であり効率性も高い。</p>	
			都支支出金	15,528			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	20,336			
			合計	35,864			

				所管部課	産業環境部 産業振興課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
8	ハウス栽培における温室効果ガス排出削減支援事業の実施	<p>東京都の「ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金」を活用し、ハウス栽培を営む農業者等が温室効果ガスの排出が少ない設備であるヒートポンプを導入する取組を支援することにより、重油などの化石燃料の消費を削減し、温室効果ガスの排出抑制を推進する。</p> <p>補助金の交付にあたっては、「(仮称)令和6年度羽村市ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金交付要綱」を制定する。東京都の補助事業は令和6年度までとなり、市でも令和6年度のみ単年度事業とする。</p> <p>【対象等】 補助対象者：認定農業者 補助対象経費：ヒートポンプ本体及びその附帯施設 補助率：補助対象経費の9/10、補助限度額900万円 ※東京都の補助金を活用することから、補助率や補助限度額等については東京都と同内容とする。</p>	総事業費	事業費	2,297	<p>第二次羽村市産業振興計画において、農業の振興を図るため「経営基盤安定・成長支援」を掲げており、農業継続意向が高く、効率的でかつ安定的な経営を行う農業者を認定農業者として認定し、重点的に支援していくとある。</p> <p>また、第六次羽村市長期総合計画において、ゼロエミッションの地球にやさしいまちを実現するため「環境に配慮した取組みの推進」を掲げており、事業者の省エネルギー行動や再生可能エネルギーの使用を促進し、二酸化炭素の排出抑制に取り組むとある。</p> <p>さらに、東京都の補助金が令和6年度までとなっていることも踏まえ、来年度、市が実施することは妥当である。</p>	A	<p>・本事業により整備した資産が課税対象となるかどうか確認し、対象となるようであれば事前に周知すること。</p>
	人件費			682				
	合計			2,979	<p>妥当性</p> <p>効率性（手法）</p>			
	財源内訳		国庫支出金	0				
			都支出金	2,297				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
	一般財源		682					
合計	2,979							

					所管部課	産業環境部 産業振興課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
9	農産物の被害に対するアライグマ・ハクビシン防除事業の実施	環境保全課で実施しているアライグマ・ハクビシン防除事業をレベルアップし、農地において、アライグマ・ハクビシンによる農産物への被害が発生した場合、農業者からの相談に基づき被害状況調査を行い、市が委託する事業者により捕獲する。	総 事 業 費	事業費	250	市内での目撃情報や農作物への被害もあることから、農地におけるアライグマ・ハクビシンの防除事業を実施する必要がある。	A	—
	人件費			449				
	合計			699				
	財 源 内 訳		国庫支出金	0	妥 当 性			
			都支出金	0				
			市債	0	効 率 性 ( 手 法 )			
			その他特定財源	0				
			一般財源	699				
			合計	699				
	背景・目的		アライグマ・ハクビシンが農作物や生態系に与える被害は都内において広域的な課題となっており、市内においても農産物の被害に関する相談が増えていることから、羽村市農業団体協議会において獣害状況の調査を実施したところ、夏のトウモロコシや秋のカキなど被害の実態が明らかになった。 また、環境保全課においては、住宅に対してアライグマ・ハクビシンの防除事業を開始しており、市として住宅だけでなく、農地も含めた広域的な防除を行う必要性が生じている。	市ではすでに住宅地でアライグマ・ハクビシンの防除事業を実施していることから、既存事業のスキームを活用し実施することで、事務事業の効率化を図ることができる。				

				所管部課	産業環境部 産業振興課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
10	羽村市農産物直売所開設30周年記念事業の実施	農産物直売所の指定管理者である「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」に事業委託を行い実施する。 実施: 令和6年7月予定 ・農産物割引セール ・地場産野菜等を活用したイベント ・農産物直売所PR広告等	総 事 業 費	事業費	1,000	第二次羽村市産業振興計画において、農業の振興を図るため「安定的な販売先の確保」や「地産地消の推進」などを掲げており、農産物直売所を広く市民にPRするとともに、物価が高騰している中、生産者の顔の見える安全・安心な市内農産物が安く買える機会は非常に重要であることから、農産物直売所の開設30周年に合わせ記念事業を実施することは妥当である。	A  ・市が実施する業務と指定管理者が実施する業務の住み分けを明確にした上で実施すること。
	背景・目的			人件費	1,131		
	平成5年10月1日に市内に農産物直売所が開設され、令和5年10月には開設から30年が経過した。来店者も300万人を超え、農産物直売所が定着してきた。 一方で、コロナ禍により客足が減少して以降、現在も令和元年度並みの客足まで回復していない。また、市民としても、様々な物価が高騰している中、安定している値段で販売されている直売所をPRすることで、地域資源の発見、活用につなげる。 さらに第六次羽村市長期総合計画において、市民への新鮮な農産物の提供や農業体験への支援により、市内農業に対する理解の促進に取り組むとしており、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが令和5年5月8日から5類に移行したことも踏まえ、令和6年度に羽村市農産物直売所開設30周年記念事業を行う。			合計	2,131		
		財 源 内 訳	国庫支出金	0	効 率 性 ( 手 法 )	(一財)自治総合センターの「活力ある地域づくり助成事業」を活用することで、市の負担がなく、農産物直売所のPRが行えるとともに、市民も安く市内農産物を買うことが出来る。また、農産物直売所の指定管理者である「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」に事業委託を行うことで、効率よく当該事業を実施できる。	
			都支出金	0			
			市債	0			
			その他特定財源	1,000			
			一般財源	1,131			
		合計	2,131				

						所管部課	産業環境部 環境保全課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
11	カーボンニュートラル都市ガスの導入	現在、市庁舎(西分室含む)において供給を受けている都市ガスを、カーボンニュートラル都市ガスに切り替え、年間150t-CO2の削減(カーボンオフセット)を行う。	総事業費	事業費	12,029	<p>羽村市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、CO2排出量を令和13年度までに平成25年度比で50%削減することを目標に掲げており、国の目標値(46%)よりも高い目標値としている。これは羽村市が一事業者として脱炭素化に向けた施策を率先して行い、地域の脱炭素化に繋げていくためであり、その一環として本事業を実施することは妥当である。</p> <p>～太陽光発電設備とカーボンニュートラル都市ガスの比較～ 【太陽光発電設備】設置費:約1千万円(学校1校に設置し各種補助金を活用した場合の一般財源。) CO2削減効果:約5t/年</p> <p>【カーボンニュートラル都市ガス】ガス単価が増額(6.6円/m<sup>3</sup>)となるが、新たな設備を設ける必要がないため、太陽光発電設備や施設の断熱化等と比較し安価である。市庁舎での試算:増額分約342千円/年(R4市庁舎(西分室含む)の使用量の全量を本都市ガスに切り替えた場合) CO2削減効果:約150t/年</p>	B	<p>・CO2の国際間取引については、明確な国際ルールが定まっておらず、現時点では国においてCO2の削減効果として認められていないものである。当該都市ガスの導入に当たっては、今後の国の動向を注視し、検討を進めること。</p>
	背景・目的	今後は市庁舎だけではなく、市の他の施設においても順次カーボンニュートラル都市ガスへの切り替えを行い、更なるCO2の削減(カーボンオフセット)を目指す。		人件費	0			
	国のカーボンニュートラル宣言により、地球温暖化の原因となるCO2削減に向けた取り組みを一層強化させる必要が生じている。	合計		12,029				
		羽村市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)におけるCO2削減目標 : R3実績 3,402t - R13目標値 2,936t = 466t 目標達成まで466tのCO2削減が必要となるが、このうち、150tは当ガスを活用。残り316tはカーボンオフセット事業(別途新規事務事業評価実施)や職員の省エネルギー化の取組で削減を行う。	財源内訳	国庫支出金	0			
		※カーボンニュートラル都市ガス・・・天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、新興国等における環境保全プロジェクトにより創出されたCO2クレジットで相殺すること。地球規模では、この天然ガスを使用してもCO2が発生しないとみなされる。 ※カーボンオフセット・・・自身で削減しきれない分のCO2の排出量を、他の場所で実現したCO2排出削減分で埋め合わせをすること		都支出金	0			
				市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	12,029			
				合計	12,029			

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
12	「やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト」によるカーボンオフセット事業の実施	<p>【事業内容】 姉妹都市である北杜市を包含する山梨県有林の森林整備から得られたCO2吸収量を、羽村市の事務事業から排出されたCO2排出量と相殺(カーボンオフセット)するもの。山梨県有林の森林整備から得られた吸収量をクレジットという形で購入し、クレジットの購入を通して山梨県有林の整備を支援する(「山梨県が実施する「やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト」により発行されるオフセット・クレジット(J-VER)を購入する。)</p> <p>【クレジット購入量(単価10,000円/t)】 300t(R3排出実績 3,402t-R13目標値 2,936t=目標達成まで466tの削減が必要。466tのうち、300tは当クレジットを活用、166tは庁舎など公共施設へのカーボンニュートラル都市ガス導入(別途新規事務事業評価実施)や職員の省エネルギー化の取組で削減する。)</p>	総事業費	事業費	3,300	<p>羽村市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に掲げるCO2削減目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化とならび、有効な取組の一つである。</p> <p>また、森林整備により森林が吸収したCO2を、オフセット・クレジット制度によりクレジットとして購入する仕組みを活用することで、森林整備等を目的とする森林環境譲与税を財源として有効活用できる観点から妥当である。</p> <p>次の理由から、カーボンオフセット・クレジットの購入先は山梨県とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに「やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト」として、オフセット・クレジットを発行する制度が構築されていること。</li> <li>・市内を流れる多摩川の水源地が位置し、クレジットの購入により間接的に水源林の保全に役立てられること。</li> <li>・市内に支店を持つ金融機関(山梨中央銀行)が山梨県から販売業務を受託しており、市内金融機関を軸に手続を進めることができること。</li> <li>・姉妹都市である北杜市が位置する山梨県の県有林を活用した温暖化防止プロジェクトであること。</li> </ul> <p>既に山梨県が実施しているプロジェクトの一つであり、その販売業務を市内金融機関が受託していることから、手続きを効率的に行うことができる。</p> <p>また、森林環境譲与税を効果的に活用した取組であり効率性も高い。</p>	A	-
	人件費			0				
	合計			3,300				
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性(手法)			
			都支出金	0				
			市債	0				
			その他特定財源	3,300				
			一般財源	0				
	合計		3,300					



					所管部課	産業環境部 環境保全課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
13	(仮称)はむら森の学校事業の実施	【対象者】市内在住・在学の小学校高学年から中学生	総 事 業 費	事業費	500	<p>若い世代を対象とした体験型の環境学習活動は、自然や環境に目を向け考えることができる人材を育成するとともに、羽村市の将来にとって非常に有意義な取組である。</p> <p>森林の役割や大切さを子どもたちに伝えていくことに主眼を置くことで、木材利用の促進や普及啓発といった森林環境譲与税の主旨とも合致し、財源として活用できることから、市の将来を担う人材育成の観点、森林環境譲与税の有効活用の観点から妥当である。</p>	<p>・実施に当たっては、学校で実施している環境学習や校外学習と内容の重複が生じないよう、関係機関と調整を図ること。また、現地の子供との交流についても検討すること。</p>	
	背景・目的	【募集人数】20人		人件費	438			
		【実施時期】7月下旬(日帰り)		合計	938			
	森林の重要性を伝えることで森林の大切さを考えられる豊かな心を育み、環境意識の醸成を図る。	【参加費】1人1,000円(昼食代)	財 源 内 訳	国庫支出金	0			<p>森林を活用した環境学習活動に実績のある事業者に委託することで、林業従事者など関係者との連携を円滑に行うことが可能となり、効率的に実施することができる。</p> <p>また、森林環境譲与税を効果的に活用した取組であり効率性も高い。</p>
		【委託料】300,000円		都支出金	0			
		【バス借り上げ料】200,000円		市債	0			
		【行程案】		その他特定財源	500			
		・貸し切りバスで奥多摩の森へ		一般財源	438			
		・森を散策しながら、森の作られ方や、森の持つ機能についての説明		合計	938			
		・林業従事者による木の伐採の様子を見学・体験						
・森の中で昼食								
・木工制作体験								

A

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
14	富士見霊園区画墓地の増設	<p>霊園敷地のうち、変形地のため墓地区画として使用を見合わせて空地となっていた霊園中央通路東側の用地について整備を行い、新たに、1.0㎡区画を6区画、1.5㎡区画を18区画、計24区画を増設する。</p> <p>富士見霊園は昭和47年に開園し、平成25年度に区画墓地の増設並びに合葬式墓地を新設し、現在に至っている。</p> <p>区画墓地並びに納骨壇の公募は毎年1回実施しており、令和5年度の公募をもって区画墓地の空きがなくなる見込みである。</p> <p>焼骨を所有する市民の区画墓地使用のニーズに応えるためには、区画墓地の増設が必要である。</p> <p>令和4年度応募状況 1㎡区画 10区画募集に25件応募、4.5㎡区画 2区画募集に5件応募</p> <p>令和5年度応募状況 1㎡区画 9区画募集に25件応募、4.5㎡区画 5区画募集に10件応募</p>	総事業費	事業費	1,080	<p>墓地行政を継続的に実施していくためには、新規の受入れを可能な限り行っていく必要がある。</p> <p>現在の霊園敷地内において、空地となっている場所を活用しての増設であれば、土地の有効利用も図れ、整備費用も霊園使用料にて賄えることから、当事業を実施すべきと考える。</p>	A	-
	人件費			377				
	合計			1,457				
	財源内訳		国庫支出金	0	<p>現在の霊園敷地内において、空地となっている場所を活用しての増設であることから、土地の有効利用も図れ、整備費用も霊園使用料にて賄えることから、効率的に事業を実施できる。</p>			
			都支出金	0				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	1,457				
	合計		1,457	効率性 (手法)				

所管部課	福祉健康部 高齢福祉介護課
------	---------------

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
15	ICT高齢者見守りサービスの実施	<p>通信ネットワークとIoT電球(LED電球と通信機能が一体になった電球)を活用した高齢者見守りサービスを実施する。</p> <p>○実施内容:一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の自宅内のうち、日常的に使う場所(トイレや廊下など)に、電気の動作状況を検知し、見守りを行うことができるIoT電球を設置する。設置後は電球自体が24時間、動作状況を確認し、動作が確認できなかった際、登録された通知先(家族等)に自動でメールが送付される。状況により事業者現場への安否確認を依頼することも可能である。</p> <p>○対象者:主に75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯のうち、利用申請のあった世帯</p> <p>○利用者負担:なし ※利用料は事業者から市に対して請求される。</p> <p>○その他:家庭で最も多く使われている口金E26型の電球と交換するだけで利用が可能であるため、簡易に設置を行うことができる。</p> <p>○一件当たり経費 【運用経費】1世帯当たり月額料金1,078円(税込)×12か月=12,936円 【調査経費】718,000円(消耗品・封筒印刷・郵便料)÷2,800人=256円 【合計】13,192円</p> <p>※導入時の経費はない。ランニングコストは、1世帯当たりの月額料金及び調査経費のみ。調査経費は、75歳以上の高齢者を対象にアンケート調査を実施し、見守りの対象者を把握するための経費で、1件当たり令和6年度の目標値で計算している。</p>	総事業費	事業費	4,599	妥当性	<p>市の高齢化の進展とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、高齢者の見守りが地域課題の1つとなる中、コミュニティの希薄化や見守り人材不足が課題解決への障壁となっている。</p> <p>これに対応するためICTを利用し、効率的な見守りを実施することで課題解決へつなげる。</p>
	人件費			878			
	合計			5,477			
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性 (手法)	<p>ICTを活用した見守りサービスの中でも簡易な仕組みで効果が期待できる。また、都補助金が活用できるため、3年間は市の負担なし、4年目以降は1/2の補助を受けた上で事業を実施できる。</p> <p>さらに、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認をマンパワーだけに頼らずに済み、民生・児童委員、友愛訪問員等による見守りの負担軽減を図ることができ、効率的・効果的な見守り体制の構築につながる。</p>	
			都支出金	4,599			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	878			
			合計	5,477			
	<p>高齢者の見守りサービスについては、民間による市場が形成されており、市の実施方法によって民間の取組を阻害する可能性もあることから、委託以外の実施方法についても検討する必要がある。</p>						

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
16	認知症検診事業の実施	<p>○認知症検診 ①対象:市内在住の75~79歳(約3,200人)の者のうち、認知症の診断を受けてない、または認知症の治療薬を処方されていない者(施設入所者を除く) ②受診回数:単年度内に1回受診できる。 ③周知方法:対象年齢の市民に対して問診票兼受診券等を郵送する。広報はむら・市公式サイト、ポスター・チラシ等により広く周知を行う。 ④実施機関:認知症サポート医、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医、認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師、東京都かかりつけ医認知症研修受講者、その他市長が適当と認める医師が在籍する医療機関 ⑤検査内容:改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)、Mini Mental state(MMSE)、DASC21、その他一定の知見が確立されている検査方法のいずれかから選択して実施する。 ⑥経費:受診券等の送付(305円/1件)、受診委託料(5,165円/1件) ⑦検診受診後の支援:認知症の鑑別診断が可能な医療機関を紹介する。(羽村三慶病院、青梅成木台病院等)</p>	総事業費	事業費	1,509	<p>高齢になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者への総合的な支援や、地域の見守り体制の充実に取り組んでいるところであるが、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者に対する早期からの支援が求められている。 認知症検診を実施することにより、早期に適切な治療・支援につなぐことで、認知症高齢者の支援体制の構築を推進することができる。 また、高齢者が早期に認知症予防に取り組む機運を高めるとともに、自らセルフケアに取り組むきっかけを創出することで、健康寿命の延伸に寄与するものと捉えている。</p>	A
	人件費			1,244			
	合計			2,753			
	財源内訳		国庫支出金	0	<p>専門の医師が在籍する医療機関に直接検診を委託するため、効率的に事業を実施することができる。 また、都補助金(補助率10/10)を活用できるため、一般財源負担なしで事業を実施できる。</p>		
			都支出金	1,509			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	1,244			
			合計	2,753			

所管部課	子ども家庭部 子育て支援課
------	---------------

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
17	多様な他者との関わりの機会の創出事業	<p>保育要件が無く幼稚園・保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かる施設に対して、東京都の補助事業を活用して、受け入れにかかる費用を対象とした補助金を交付する。また、市が紹介する支援家庭の児童を預かった施設に対しては、補助金を加算して交付する。</p> <p>【対象施設】 認可保育園、幼稚園、認定こども園、認証保育所  【実施を希望する施設】 幼稚園、認証保育所 5園  【対象児童】 保育園等を利用していない、原則0～2歳児  【実施内容】 定期的な預かり(月4日～8日)、支援児童の預かり(市から紹介)、預かり児童の支援計画・保育記録の作成、保護者との定期的な面談の実施とその記録の作成  【補助金額】 児童の預かりに要した費用(上限:年額7,844千円)(東京都10/10)  ※支援児童を預かった場合は、上限:年額742千円を上乗せして補助(東京都10/10)  ※開設準備経費として、新たに本事業を始める際に必要な改修、備品購入などについて、  上限:年額4,000千円を補助(東京都10/10)  【利用者負担額】 日額2,200円</p>	総事業費	事業費	42,930	<p>・緊急又は一時的に保育が必要になった場合に利用できる一時預かり事業のほか、児童館3館における相談事業や認可保育所2園で子育てひろば事業を実施しているが、要支援家庭の相談対応は増加しており、子育て家庭を早期に適切な支援につなげていく場を増やしていくことが必要である。  ・本事業の実施主体は、市区町村とされており、市が都の補助事業を活用して実施することが妥当である。</p>	<p>・事業実施に当たっては、利用者のニーズ把握や、利用者負担額について、引き続き調整すること。</p>
	背景・目的			人件費	1,059		
	一定年齢まで在宅での子育てを希望する家庭に対して、一時的な預かり・育児相談の実施や子供の成長に際して早期から他者と関わる機会を創出していくことが国や東京都から求められている。また、出生数が減少している中で支援が必要な家庭に関する相談件数(子ども家庭支援センターが関わる要支援家庭の相談等の対応)は増加しており、そういった家庭の中には適切な支援機関に繋がっていない家庭が一定数ある。子育て家庭における養育不安の解消や支援機関への接続などの支援の充実を図ることが必要である。 市内の幼稚園等からも本事業の実施に関する要望が寄せられている。 保育施設等を利用していない市内在住の0～2歳児:約300人(令和5年8月1日現在)			合計	43,989		
	財源内訳	国庫支出金	0	<p>妥当性 (手法)</p>			
		都支出金	42,930				
		市債	0				
		その他特定財源	0				
一般財源	1,059	合計	43,989				

				所管部課	子ども家庭部 子育て相談課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
18	中・高校生等の居場所づくりに向けた、東児童館の機能強化	<b>【主な事業内容】</b> ① 中・高校生の居場所とするため、Wi-Fi環境を整備する ② 来館者に対するアンケートを実施(予定) ③ 中・高校生の事業参画の検討 ④ 開館時間を週6日開館しているうちの2日(水・金)を3時間延長(9:00～17:00⇒9:00～20:00)する。 ⑤ ④を実施するため、会計年度任用職員を新たに1名配置する。(勤務シフト体制 5人⇒6人)	総事業費	事業費	2,841	社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループのとりまとめ(令和4年12月20日)」では、子どもの居場所としての機能・役割の強化が掲げられ、中・高校生世代のユニバーサルな活動の場、支援の場とするものの必要性について言及している。 このことから、東児童館の機能強化を図り、中・高校生の利用の増加、中・高校生等の新たな居場所づくりに取り組むことは妥当である。	・中・高校生世代へのニーズ調査の実施を検討すること。また、中高生の居場所づくりについては、東児童館の立地条件等を踏まえ他の公共施設の利用も検討すること。	
	背景・目的			人件費	1,000			
	児童館がこれまで果たしてきた機能に加え、中・高校生世代への支援、虐待、貧困など社会を取り巻く福祉課題への対応、SNS等の活用、オンラインでの交流など、社会情勢の変化に合わせた「児童館の機能・役割」の強化が求められている。 市内の児童館3館においては、東児童館の来館者が他の2館と比較して多く、また、体育施設を備えており、中学生の利用も他の2館より多い状況となっている。 このことから、児童館における中・高校生世代の居場所づくりを目的に、東児童館において、モデル的に中・高校生世代の居場所としての機能強化を図る。			合計	3,841			
			財源内訳	国庫支出金	0			子育て支援課で提案の「保育所等における地域の子育て支援事業」と、児童館3館の子育て相談事業について一体的に見直すことで、当該事業を実施する財源としていく。 また、新たに会計年度任用職員を1名配置することにより、開館時間延長の対応だけでなく、市内児童館において、夏季休暇対応のために短期間で任用している会計年度任用職員を任用する必要がなくなり、市内児童館における勤務シフト体制の効率性も図られる。
				都支出金	0			
				市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	3,841			
			合計	3,841	3,841			

所管部課 子ども家庭部 子育て支援課

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
19	保育所等における地域の子育て支援事業	【対象施設】 認可保育園、認定こども園 【実施を希望する施設】 認可保育園 6園	総 事 業 費	事業費 4,800	<p>・緊急又は一時的に保育が難しくなった保護者が利用できる一時預かり事業のほか、児童館3館における相談事業や認可保育所2園で子育てひろば事業を実施しているが、要支援家庭の相談対応は増加しており、子育て家庭を早期に適切な支援につなげていく場を増やしていくことが必要である。</p> <p>・本事業の実施主体は、市区町村とされており、市が都の補助事業を活用して実施することが妥当である。</p>	<p>A</p> <p>・本事業の実施状況に応じて、児童館での直営の子育て相談事業の在り方について検討していくこと。</p>	
	背景・目的	【補助要件】 地域の子育て家庭(保育所等を利用していない家庭)に対して、以下の取組を実施する。 ①施設内に育児相談の場を設け、子育てに関する相談支援を行う(週1回程度) ②育児に役立つ知識など子育てに関する有用な情報を、定期的に発信する(年10回程度) ③相談支援を行った結果、必要と認められる場合に、母子保健・相談係や子ども家庭支援センター係等に情報提供を行う		財 源 内 訳			人件費 605
	<p>東京都は、保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む市町村を支援する制度を令和5年度に開始している。市内の認可保育所等では、これまでも地域の未就学児から中学生までを育てる子育て家庭に対する支援として、定期的な相談事業などを実施しており、東京都が始めた本制度の活用に対する要望が市に寄せられている。</p> <p>近年では、出生者数の減少から保育所等の利用ニーズも減少しており、利用定員に満たない状況が生じ始めており、地域の子育て家庭の受入れを積極的に行い、保育所等が子育て家庭等が抱える不安や悩みなどを受け止める受け皿となることが必要となっている。</p> <p>また、出生者数は減少する一方で、子ども家庭支援センターへの相談件数は増加していることから、保育所等に子育て家庭等の相談支援に取り組んでいただくことで、市の相談事業は要支援、要保護家庭に注力していくよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>保育施設等を利用していない市内在住の0~2歳児：約300人(令和5年8月1日現在)</p>	【補助基準額】 1施設当たり年額800千円(都10/10)					合計 5,405
			合計 5,405		都支出金 4,800		
			合計 5,405	市債 0			
			合計 5,405	その他特定財源 0			
			合計 5,405	一般財源 605			
			合計 5,405	合計 5,405			

所管部課	子ども家庭部 子育て相談課
------	---------------

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
20	産後ケア事業の充実	(対象者) 家族等から十分な家事、育児などの援助が 受けられない乳児及びその母親で、アサメ ントの結果、支援が必要な者。そのほか、産 後ケアを必要とする者	事業費	5,568	妥当性	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤 立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことか ら、国は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育 てができる環境整備が喫緊の課題であるとしている。 妊娠届出時の面接の結果から、何らかの支援を必要と し、支援プランを作成した方の割合は、8割を超えており、 産婦の心身の健康の向上及び産後うつ予防、児童虐 待の未然防止のため、本事業の拡充が必要である。
	背景・目的	(主な事業内容) ①母親の身体的なケア及び保健指導、栄養 指導、心理的ケア ②育児の手技についての具体的な指導及び 相談 ③母親への食事提供(デイサービス型は昼 食、宿泊型は昼食、夕食及び朝食)	人件費	317		
	市では、産婦及びその子(以下、母子とする) に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を 促進するとともに、母親自身がセルフケア能力 を高く、母子とその家族が、健やかな育児 ができるよう支援することを目的として、平成30 年度に産後ケア事業を開始した。 少子化・核家族化の進行、新型コロナウイルス 感染症の影響等から、妊産婦の不安・負担感の 増大や孤立感の高まりなどが危惧されるなか、 国は、「こども未来戦略方針(R5.6月閣議決定)」 において利用者負担の軽減措置を今年度から 全ての世帯に拡充することを打ち出している。 こうした背景を踏まえ、現在実施している産後 ケア事業のうち、デイサービス型、宿泊型の利 用期間及び回数を延長するとともに、支援を必 要とする全ての方が利用できる所得の状況 に関わらない利用者負担の減免支援を導入し、 産後ケア事業の一層の充実を図る。	合計	5,885			
		(種別) アウトリーチ型: 母子の居宅を訪問し、助産 師等の専門職が、指導、ケアを行うもの。 デイサービス型: 母子が助産所等へ通所し、 必要な指導、ケアを受けるもの。 宿泊型: 母子が助産所等に宿泊し、必要な指 導・ケアを受けるもの。	国庫支出金	2,784	効率性 (手法)	令和3年4月施行の改正母子保健法により、産後ケア事 業は、市区町村の努力義務として規定されているが、国・ 都補助金を活用することで市費負担なく事業実施が可能 である。また、支援が必要な妊産婦が増え続ける中、産 後ケア事業を民間委託することで、母子保健に係る職員 の業務効率の向上を図ることができている。 利用者負担額については、委託費の1割程度の受益者 負担を求めてきたが、国の動向や補助制度の活用、近隣 市の状況などを踏まえ、減免支援の導入を図っていくこと とし、国・東京都の補助制度の変更が生じた場合には、 再度検討する。
		<レベルアップ内容> 1. 妊娠届出時の面接の結果から、何らかの 支援を必要とし支援プランを作成した方の割 合は、年々増加傾向にあり、令和4年度は8 割以上を占めている。また、産後ケアを利用 した方のアンケート結果では、利用回数や期 間の増を望む声は多い。このため、下記のと おり、利用回数及び期間を拡充する。	都支出金	2,784		
			市債	0		
			その他特定財源	0		
			一般財源	317		
			合計	5,885		

	利用期間		利用回数	
	現行	変更後	現行	変更後
アウトリーチ型	1年未満	(変更なし)	6回(多胎は8回)	(変更なし)
デイサービス型	4か月未満	6か月未満	2回(多胎は4回)	4回(多胎は6回)
宿泊型	2泊	4泊	2泊(多胎は4泊)	4泊(多胎は6泊)

2. 利用者負担額について、下記のとおり、  
国及び都補助(合わせて10/10)を活用した  
減免支援を導入する。  
(単位:円)

	通常	減免後	減免の内容	(※) 総額(千円)
アウトリーチ型	1,000	無料	*負担額から1回2,500円上限、5回まで減	12,000
デイサービス型	2,500	無料	*5回とは3つの種別の合計	26,500
宿泊型	6,000	3,500	*5回の減免適用後は通常の負担額で利用	61,000



所管部課 子ども家庭部 子育て相談課

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
21	発達支援体制の充実のためのペアレント・トレーニングの実施	【対象者】市内在住の4歳程度(いわゆる年中児)～小学校低学年の保護者。子どもの発達に課題があり、子どもの行動や関わり方に悩んでいる方。	総 事 業 費	事業費	136	<p>平成28年の発達障害者支援法の一部改正により、市区町村は、発達障害者(児)の家族が互いに支え合うための活動支援を行うことが努力義務とされ、ペアレント・トレーニングはその事業の一つとして全国的に取り組みされており、羽村市においても令和4年度、5年度に試行実施している。</p> <p>試行実施した参加者アンケートでは、「子どもをほめることの大切さを感じた」、「他の家庭の様子を聞き、我が家だけではないと気付いた」など、学びや共感の場として保護者支援の効果が高いと考えられることから、市が実施することは妥当である。</p> <p>現段階では、既存の事業の見直しと補助金の活用により、直営実施が最小限の費用負担であり、国の発達支援施策に即した事業を展開できると考える。</p> <p>開催日時については、平日開催でスタートしつつも、対象者が参加しやすい曜日や時間帯等を検討し利便性の向上を図っていくこととする。</p> <p>さらに、本事業における民間事業者の参入の動向や委託実施における費用対効果なども引き続き研究していく。</p>
	背景・目的	【回数等】1講座 全6回。1回当たり2時間程度。平日開催(予定)		人件費	121	
		【募集人数】6～8人程度		合計	257	
		市では、平成29年度に、子育て相談課内に発達支援担当を配置し、発達障害のある子どもとその保護者への総合相談に取り組んでいる。臨床心理士等の専門職が、子どもの特性や家庭での関わり方等について触れる中で、保護者が「繰り返し叱ってしまう」「対応に困っている」などの共通の悩みや孤立感を抱えていることがわかってきた。	財 源 内 訳	国庫支出金	68	
		「ペアレント・トレーニング」は、発達障害のある子どもの保護者支援として、有効性が立証されているプログラムであり、保護者が子どもへの具体的な関わり方を学んだり、子育ての悩みを語り合ったりする家族支援の一つである。		都支出金	34	
		令和4年度及び5年度において試行的に実施した結果、合わせて9人の参加があり、参加者アンケートでは、「子どもをほめることの大切さを感じた」、「他の家庭の様子を聞き、我が家だけではないと気付いた」など、学びや共感の場として保護者支援の効果が高いと考えられる。		市債	0	
		このことから、実施体制を整えた上で、親子の良好な関係性の構築と保護者同士の支え合いを目的とした「ペアレント・トレーニング」事業を実施し、発達支援体制の充実を図る。		その他特定財源	0	
				一般財源	155	
			合計	257	効 率 性 ( 手 法 )	

A

・参加者を募集するに当たっては、関係機関と連携を図り、本事業を必要としている方にしっかりと情報が伝わるよう取り組むこと。また、事業を企画する際には、ニーズを捉え、土日や夜間開催も選択肢の一つとして検討すること。

所管部課	まちづくり部 土木課
------	------------

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
22	子供の遊び場整備事業の実施(水上公園、宮の下運動公園及び堰上草花公園の一体的な整備)	<p>●事業内容 特定財源として「子供の遊び場整備補助事業(東京都)」を活用し、子供の意見を反映した遊び場を整備する。</p> <p>事業の実施に当たっては、都市計画変更「第2号多摩川緑地」及び「都市計画事業認可」の手続きを行い、都市計画事業として実施する。</p> <p>また、「子供の意見を聞く取組み」、「基本設計・詳細設計」、「施工」までを一括して業務委託契約(R6~R8)により実施することとし、令和6年度5月に「子供の遊び場整備事業」へのエントリーを行い、7月の採択後、9月補正予算にて予算化する。</p> <p>水上公園及び宮の下運動公園等の一体的な整備にあたっては、関連条例の改正が必要となり、令和7年度末に羽村市立公園条例に水上公園を規定するとともに、水上公園条例は廃止する。</p> <p>なお、新たな公園のオープンは、補助事業の工期に合わせて令和9年4月とする。</p> <p>《施設整備の概要(案)》 多様な機能を有する遊び場(裸足で遊べる自由広場、インクルーシブ遊具、健康器具、水遊び施設、バリアフリーな休養施設 など)</p> <p>●スケジュール 【R6】都市計画変更、都市計画事業認可、補助事業採択・予算化、業務委託契約、河川区域現況測量・製図 【R7】業務委託(意見聴取、基本設計・詳細設計) 【R8】業務委託(基盤整備工事)</p>	総事業費	事業費	22,000	<p>水上公園は施設の老朽化により令和元年度から休止しており、施設の修繕や管理運営に多額の費用がかかる現行施設を維持していくことは難しい状況である。</p> <p>本事業は、東京都の補助事業を活用し、水上公園が所在する多摩川沿いの潤いのある美しい自然環境を生かした新たな公園施設として整備を行うものであり、社会の宝である子供が、伸び伸びと遊び、多様な経験を積み重ね、社会で生きる力を育む場として活用が図れることから、本事業の実施は妥当である。</p>	<p>・事業の実施に併せて、周辺エリアの公園施設の在り方や土地の利活用について、検討を進めること。</p> <p>・会議体の設置など検討にかかる具体的なスケジュールを明確にし、取り組むこと。</p>	
	背景・目的			人件費	1,020			
	水上公園の利活用として、多摩川沿いの潤いのある美しい自然環境の立地を生かし、令和7度までの国庫補助金の処分制限期間の完了に併せて、一年を通して利用できる場として施設利用を決定するとともに、隣接する河川敷の宮の下運動公園及び堰上草花公園を包含した一体整備を行う。			合計	23,020			
			財源内訳	国庫支出金	0			<p>妥当性 (手法)</p>
				都支出金	20,000			
				市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	3,020			
				合計	23,020			

				所管部課	まちづくり部 土木課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
23	羽村市動物公園のあり方の検討	<p>●事業内容</p> <p>事業の実施に当たっては、指定管理者や日本動物園水族館協会、利用者からの意見聴取を行うとともに、委託による取りまとめや現況把握・分析等を行う。</p> <p>また、大学とも連携し、調査・研究を行い方向性を決定する。</p> <p>【直営】関係者からの意見聴取、大学との調査・研究(1,500千円)</p> <p>【委託】現状把握・分析等の調査、意見や調査結果のとりまとめ、基本方針の策定支援(3,500千円)</p> <p>●スケジュール</p> <p>【R6】あり方検討会(団体・個人)、現況把握調査(大学)、基本方針策定</p> <p>【R7】実施計画策定(10年計画)、利用計画変更調整(財務省)</p>	総事業費	事業費	5,000	<p>施設設備の多くが昭和53年の開園当時から修繕を繰り返しながら使用を続けており、老朽化により修繕費が年々上昇するなど、施設の大規模改修又は建て替えをしなければ、動物の飼育や展示が困難な状況となっている。</p> <p>また、施設の管理運営費(指定管理委託料)についても、物価高騰や施設設備費などのコストが年々上昇し、運営については横ばい、施設設備については衰退し、このままでは施設の存在価値が低迷していくことが予想される。</p> <p>このことから、動物公園を持続可能な魅力のある施設とするため、今後のあり方を検討することは妥当である。</p>	A
	背景・目的			<p>羽村市動物公園は、指定管理者による管理運営を行っており、市内外から年間約21万人の方が訪れる施設である。</p> <p>施設設備の多くが昭和53年の開園当時から修繕を繰り返しながら使用を続けており、老朽化により修繕費が年々上昇するなど施設の大規模改修又は建て替えをしなければ、動物の飼育や展示が困難な状況となっている。</p> <p>また、施設の管理運営費(指定管理委託料)についても、物価高騰による光熱費や飼料費、人件費、施設設備費などのコストが年々上昇し、運営については横ばい、施設設備については衰退し、このままでは施設の存在価値が低迷していくことが予想される。</p> <p>このことから、動物公園の今後のあり方について、現在の課題や事業効果、経営状況、継続性など、専門的知見や幅広い視点、多様な意見での調査・研究の下に、根本的かつ発展的に検討する必要がある。</p>	人件費		
			合計	5,784	<p>事業の実施に当たっては、指定管理者や日本動物園水族館協会、利用者からの意見聴取を行うとともに、大学と連携し、調査・研究の上、動物公園の今後のあり方について、効率的に検討を行う。</p> <p>また、意見聴取や調査、検討結果などの取りまとめについては、業務が多岐に渡ることや幅広い視点、専門性が必要であり、また確実な成果が必要なため、効率性・効果性を考慮し、委託による実施が最適であると考えられる。</p>		
			財源内訳	0			
			国庫支出金	0			
			都支出金	0			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	5,784			
			合計	5,784			

				所管部課	まちづくり部 都市計画課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
24	羽西三丁目地区における都市再生地籍調査事業の実施	羽西三丁目の一部(2ha)において地籍調査事業(一筆地調査)を実施	総 事 業 費	事業費	11,880	地籍調査は地方自治体の固有事務であり、いつ発生するかわからない災害に備え地籍調査を実施することで、災害後の早期復旧及び復旧の効率化を図ることが可能となることや、この地区における公租・公課の負担の公平化を図ることができるため、本事業の実施は妥当である。	A  ・地籍調査事業未実施地区における実施方針など、今後の事業実施にかかる方向性を明確にすること。	
	背景・目的	【令和6年度】 ・一筆地調査 ・地籍細部測量 ・地籍測量		人件費	228			
	地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの防止、公共用地取得等に伴う測量費用縮減、災害復旧の迅速化を目的に地籍の明確化を図るため、土地の一筆毎の所有者、地番、地目、筆界、面積等を調査し地籍簿、地籍図を作成するものである。	【令和7年度】 ・地籍図及び地籍簿作成 ・成果の認証及び登記		合計	12,108			妥当性
	市では、平成8年度から平成15年度にかけて土地区画整理事業未施行地区における街区先行調査を実施しており、平成2年度から平成5年度にかけては玉川二丁目地区を、平成19年度から平成26年度にかけては双葉町二丁目地区の一筆地調査を実施している。		国庫支出金	4,752	効 率 性 ( 手 法 )			
	平成27年度からは羽西三丁目地区の一筆地調査に着手しているが、予算の範囲内で段階的に実施しているため、事業が長期にわたっており、残りの調査未実施地区の一筆地調査を一括で実施し、羽西三丁目地区の調査を完了させる。		都支出金	2,376				
			市債	0		国土調査法に基づく国土調査事業費補助金を活用するとともに、特別交付税措置により一般財源負担の軽減を図りながら事業を実施する。 また、事業実施面積を縮小すると、面積当たりの調査費用が高くなることに加え、一つの地区の完了に長い期間を要することとなるため、2ヘクタールの面積の調査を一度に行うことで、事業費の圧縮や期間の短縮が図れるなど、効率的に事業を実施することが可能である。		
			その他特定財源	0				
			一般財源	4,980				
			合計	12,108				

所管部課	上下水道部 上下水道設備課
------	---------------

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
25	雨水管理総合計画の策定	委託内容(債務負担行為)  【令和6年度】 市域の浸水が想定される区域、浸水の深さを示した内水浸水想定区域図の作成 ・R6.5～委託契約、事業者へのデータの提供、事業者との協議等 ・R7.3 市域の内水浸水想定区域図作成(想定雨量を最大規模降雨・地域の最大降雨・公共下水道の計画降雨)	総事業費	事業費	36,124	<p>想定を超える浸水被害が多発していることから、雨水管の整備が完了した区域も含め、降雨量の増大に対応するために、大雨が降った際の浸水シミュレーションを用いて浸水が想定される「区域」、「浸水の深さ」を示した内水浸水想定区域図により、浸水リスクの高いエリアを重点化し、既存施設の能力を評価・活用した効率的な施設整備を実施するため、雨水管理総合計画を策定する必要がある。</p>	<p>・内水浸水想定区域図の公表に当たっては、水防法との関係をよく整理すること。</p>
	背景・目的	<p>近年、想定を超える浸水被害が多発していることから、雨水管の整備が完了した区域も含め、降雨量の増大に対応するために、大雨が降った際に浸水が予想される区域を示した内水浸水想定区域図を作成し浸水リスクの高いエリアを重点化し、既存施設の能力を評価・活用した効率的な施設整備を計画的に進めるため、雨水管理総合計画を策定する。</p> <p>青梅線以東地区については、東京都が令和元年度に想定雨量を「想定し得る最大規模降雨」としたシミュレーションにより「多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図」を作成している。この浸水予想区域図で市内の青梅線以東地区はカバーされるが、東京都のシミュレーションは、想定最大規模降雨のみの評価である。雨水管理総合計画を策定するうえで、現状にあった地域のこれまでの最大降雨や下水道の計画降雨など複数のリスク評価も求めていることから、市としては、これら多層的評価を実施したうえで、内水浸水想定区域図を作成する。</p> <p>これに基づき、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準や施設整備の方針等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画を策定する。</p> <p>なお、先行して内水浸水想定区域図を作成している近隣自治体(昭島市、福生市、瑞穂町)では、いずれも東京都のシミュレーション結果は使用せず、独自に作成している。</p>		人件費	1,809		
	合計	37,933		妥当性			
	国庫支出金	13,500	財源内訳	<p>浸水シミュレーションの実施にあたっては、地形や雨水管等の膨大な情報を基に解析モデルを組み立て、特殊な流出解析プログラムにより計算を行い、内水浸水想定区域図を作成するとともに、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準や施設整備の方針等を定めるため、委託により雨水管理総合計画を策定することが効率的である。</p> <p>なお、令和5年4月に強靱化事業制度要綱が施行されたことに伴い、市の負担する事業費の1/2の補助が新設されたことから、効率性があると考えられる。</p>			
	都支出金	6,750					
	市債	0					
	その他特定財源	0					
	一般財源	17,683					
	合計	37,933			効率性(手法)		

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項			
26	羽村市立小学校体育館空調設備設置工事の実施	<p>○羽村市立全小学校(7校)の体育館に空調設備を設置する。</p> <p>○設置する空調設備は、令和元年度から令和2年度に全中学校(3校)へ設置した空調設備「スポットバズーカ」と同様とする。</p> <p>○工事設計業務及び工事監理業務については委託し、空調設備設置工事を実施する。</p>	総事業費	事業費	281,387	<p>近年の気温上昇により、児童の熱中症対策は必須となっている。屋外での活動が制限される中、授業を進めるうえで体育館への空調設備の設置について、早急な対応が必要である。</p> <p>また、文科省は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対策期間である令和7年度までの間、災害時には避難所としての役割も果たす屋内運動場に空調を新たに設置する工事について、国庫補助の算定割合を引き上げると示したことから、この間に対応することが妥当である。</p>	<p>・事業の実施に当たっては、現在の受電設備で対応可能かどうか確認すること。</p> <p>・令和7年度までの補助金であることから、2か年に分けて実施するなど、費用負担の平準化を図る工夫を検討すること。</p>		
	背景・目的			人件費	1,809				
				合計	283,196				
	<p>中学校の体育館への空調設備の設置については、夏場の中学校部活動における熱中症対策を主眼に置いて、令和元年度に羽村第二中学校、令和2年度に羽村第一中学校及び羽村第三中学校へ設置しており、部活動のほか、卒業式などの学校行事で有効に活用している。</p> <p>なお、災害時における避難所としても空調設備を活用することができる状況である。</p> <p>小学校の体育館については、夏季休業期間中の利用頻度が中学校と比較して低いことから、現在のところ、空調設備は設置していなかった。</p> <p>しかし、気象庁の観測データによると、青梅市にある観測点では過去10年(平成25年から令和4年)の6月から9月における最高気温30度以上の日数及び最高気温は上昇傾向にある。</p> <p>近年の夏場の異常ともいえる気温上昇による教育環境への影響及び体育館の災害時における避難所としての使用を踏まえ、小学校の体育館へ空調設備を設置する必要がある。</p> <p>最高気温6月～8月の平均 R3:29.4℃、R4:30.3℃、R5:31.7℃</p>		財源内訳	国庫支出金	68,896			<p>文部科学省の大規模改造(空調(冷暖房設備)整備)事業(学校施設環境改善交付金)補助金の算定割合が引上げられる期間に実施することで一般財源負担の軽減を図る。</p>	
					都支出金				0
					市債				0
					その他特定財源				0
					一般財源				214,300
					合計				283,196
								<p>妥当性</p>	
				<p>効率性(手法)</p>					

所管部課 生涯学習部 学校教育課

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
27	<p>インターネット閲覧環境を整備した校務パソコン機器等の導入</p> <p>背景・目的</p> <p>現在、羽村市立小・中学校では、教員に1人1台校務用パソコンを配備し、校務事務(出席・成績管理、教材作成等)を行い、学校運営や学級経営に必要な情報や児童・生徒の状況を一元的に管理している。</p> <p>教員に配備している校務用パソコンは、校務系システムのみには接続できずようにしており、インターネットを利用する際には各校に配備したインターネット専用の共有パソコンを利用している。インターネットからデータをダウンロードする際は、管理職による無害化、USB記録媒体を介したデータ移動が必要となっている。</p> <p>また、教育委員会事務局と学校管理職のやり取りは、主に市職員と同じ環境のLGWANネットワークを使用して行っており、教育委員会からの発出文書等は、学校管理職が無害化したのち、USBで校務パソコンに移動、校務ネットワークに保存し、各教員に周知する手続きが必要で、管理職の大きな事務負担となっている。</p> <p>令和6年12月末に、校務用パソコン機器等の契約が満了となり、新たなパソコンの配備が必要となることから、校務用パソコンの更新と併せて、インターネット閲覧環境を整備し、データ移動等の負担軽減、教材資料等の作成の効率化・高度化、有効活用を図る。</p> <p>また、国では、学校の校務系・学習系ネットワークの連携を推進しており、校務ネットワークのクラウド化への移行が示されている。</p>	<p>・教職員が使用する校務用パソコン330台の更新</p> <p>・インターネット閲覧環境の整備</p> <p>・校務系ネットワークとインターネット環境のアクセス認証基盤の整備、ウイルス対策の実施</p>	<p>総事業費</p> <p>事業費</p> <p>人件費</p> <p>合計</p> <p>財源内訳</p> <p>国庫支出金</p> <p>都支出金</p> <p>市債</p> <p>その他特定財源</p> <p>一般財源</p> <p>合計</p>	<p>151,055</p> <p>3,628</p> <p>154,683</p> <p>75,527</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>79,156</p> <p>154,683</p>	<p>現在、羽村市立学校では、校務用パソコン、学習系1人1台端末、管理職用パソコン(教育委員会事務局とのやり取り用)、インターネット専用パソコンを利用しており、それぞれがネットワークでつながっていないため、データの移動に多くの時間を費やす事態となっている。そのため、パソコンを更新するタイミングで、インターネットを校務パソコンから閲覧できる環境を整備することで、校務に係る業務の効率化、学習に関する資料等の高度化、活用の促進が図られるとともに、校務ネットワークのクラウド化に向けた基盤にすることができる。</p> <p>さらに、国では、学校の校務系・学習系ネットワークの連携を推進しており、校務ネットワークのクラウド化に向けた取組も今後求められてくる。</p> <p>校務用パソコンを更新するとともに、インターネット環境を整備することで、データ移動等の負担軽減、教材資料等の作成の効率化・高度化及び有効活用が図られる。また、校務系ネットワークとインターネット環境のネットワークを、アクセス認証基盤を整備することにより分離し、ウイルス対策を実施することは、将来的に、校務系ネットワークの全クラウド化を行う際の基盤になるとともに、サーバ機器等に係る費用の削減、更改事務の軽減、学校管理職に配布している庁内パソコンの廃止が可能となり、総合的な費用の削減が見込める。</p>	<p>・本事業の実施に当たっては、当該機器等を導入していない自治体と連携を図り、共同で調達ができないか確認すること。</p> <p>A</p>

					所管部課	生涯学習部 スポーツ推進課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
28	(仮称)スポーツの日フェスティバルの実施	実施時期:10月頃(年1回開催)	総 事 業 費	事業費	1,500	子どもから高齢者まで市民の誰もが参加できるスポーツ事業を開催し、市民がスポーツを通じて親睦を図ることができるよう、新たな地域の活性化につながるスポーツイベントを行う必要がある。	A  ・本事業について、市が主体的に実施する性質の事業であるかどうか整理した上で、実施方法を検討すること。
	背景・目的	実施場所:S&Dスポーツパーク富士見		人件費	1,053		
		内容(一例):何秒で走れる?記録会(50m・100m)ノ親子リレーノパンとり競走ノ紅白玉入れ合戦ノオリンピック(パラリンピアン)招致ノ参加者抽選会ノラグビー体験ノ走り方教室 など		合計	2,553		
	羽村市市民体育祭は、長い歴史を持ち、市民に親しまれてきた。しかしながら、これまでの市民体育祭に対する市民意識の変化、主な参加主体である町内会の負担軽減及び、他市町村での実施状況等を総合的に判断した結果、これまで実施してきた形での市民体育祭は廃止(終了)し、新たな形でのスポーツイベントを検討することとなった。第2期羽村市スポーツ推進計画では、スポーツによる地域コミュニティの醸成として、新たな市民参加型のスポーツイベントを構築することとしている。	対象者:幼児から高齢者までの全ての市民(個人参加をを基本とする)	財 源 内 訳	国庫支出金	0	「スポーツフィールド・東京」実現に向けた区市町村支援事業(区市町村 スポーツ実施促進事業)ノスポーツ推進事業・地域コラボ事業を活用し、効率的に市民が様々なスポーツに触れ合うことができる事業を実施する。	
		規模:延500人		都支出金	1,000		
		数量:1回ノ年		市債	0		
		手法:NPO法人羽村市体育協会へ委託。また、健康課や障害福祉課などとの連携事業を行う。		その他特定財源	0		
				一般財源	1,553		
		合計	2,553	効 率 性 ( 手 法 )			



				所管部課	生涯学習部 学校教育課				
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項			
29	スイミングセンターを活用した小学校水泳授業の実施	<p>松林小学校、武蔵野小学校に加え、実施校を1校増やし、スイミングセンターにおいて水泳授業を実施する。</p> <p>・授業は、1回2時限分で行い、年間5回(10時限分)を実施する。</p> <p>・水泳指導は、委託業者の指導員が行い、評価及び安全管理は教員が行う。</p> <p>・スイミングセンターへの移動はバスとする。(武蔵野小学校は令和5年度同様バス使用予定)</p> <p>・実施期間は5月～11月。(実施日は、スイミングセンター指定管理者と調整の上決定)</p> <p>・実施にあたり、施設の開館運営、水泳指導等について、スイミングセンター指定管理者へ委託する。</p>	総事業費	事業費	10,223	<p>令和5年度は、松林小学校、武蔵野小学校において、スイミングセンターを活用した水泳授業を試行実施し、天候に左右されずに実施ができること、専門的な指導による泳力の向上、教員のプール授業の準備に係る負担の軽減が図られた。そのため、同様の取組を実施校を1校増やし実施する。</p>	<p>・今後、他の小中学校のプール授業はどうするのかという課題も生じてくるのが想定されるので、今後の学校プール授業の在り方についても検討していくこと。</p>		
	背景・目的			人件費	378				
				合計	10,601				
			学校プール施設の老朽化への対応、外部指導の導入による児童の泳力向上及び、スイミングセンターの更なる活用を図るため、令和5年度に松林小学校及び武蔵野小学校の水泳授業をスイミングセンターで試行実施した。	財源内訳	国庫支出金			0	<p>学校プール施設はほとんどが築30年以上であり、プール施設の更新には多大な経費が必要となってくる。外部施設において水泳授業ができることは、学校プールに経常的に必要となる経費を削減することにつながる。また、委託で実施することで、教員は水質管理等の業務を行う必要なく、評価と安全管理に集中することができるとともに、これまでプールの管理業務に充てていた時間を生徒指導や教材研究などに充てることもでき、働き方改革につながる。</p>
			スイミングセンターでの水泳授業の実施は、天候に左右されず、専門的できめ細かな指導が実施できること、教員の的確な評価の実施や負担の軽減が図られる成果があったことから、令和6年度は実施校を増やし本格実施を開始する。		都支出金			0	
					市債			0	
					その他特定財源			0	
					一般財源			10,601	
					合計			10,601	

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
30	放課後子ども教室の充実	《増員を要する指導員》7名(特別な配慮を要する子供への対応・各室に1名配置) @1,130円×3H×66日×7名=1,566,180円	事業費	16,992	<p>特別な配慮を必要とする子供の登録があることについて主任指導員から報告を受けており、各教室に指導員を増員し対応することは妥当である。</p> <p>また、放課後子ども教室の指導員やボランティアは、教員や福祉関係等の資格を保有していない方もいるため、特別な配慮を要する子供への対応や運営に必要なスキルを取得するための研修は必要であり、市が実施することは妥当と考える。</p>	<p>・実施に当たっては、学童クラブ事業で実施している支援員の研修と併せて実施するなど、効率的に実施すること。</p>
	背景・目的	《研修対象者》主任指導員 7名、指導員 35名、ボランティア 31名を対象に、大学教員や講師等による、安全管理、子供の発達、配慮を要する子供への支援等を理解するための研修を実施する。 ・90分 @90,000円×3回×1.1=297,000円(研修委託料)	人件費	1,312		
	放課後子ども教室において、特別な配慮を要する子供への対応、安心・安全な運営等を実施するためには、主任指導員・指導員及び支援ボランティアの確保・資質の向上が重要となっている。特別な配慮を要する子供への対応として各校に指導員を1名ずつ増員すると共に、主任指導員・指導員及びボランティアのスキル向上を図るために業務実施に必要な研修・意見交換会を実施する。	合計	18,304	<p>妥当性</p>		
	《放課後子ども教室登録者数》 1,230人	国庫支出金	0		<p>特別な配慮を必要とする子供への対応要員を配置することで、他の主任指導員・指導員は子供の見守り・放課後の居場所づくりといった教室の運営に集中することができる。</p> <p>放課後子ども教室の指導員やボランティアがOJTのみでスキル向上を図るよりも、体系的な研修を実施し、意見交換の場を設けることは効率的と言える。</p>	
	《指導員等の配置状況》 ・各校主任指導員7人、指導員32人 ・支援ボランティア登録者 21人	都支出金	7,680	<p>効率性(手法)</p>		
		市債	0			
		その他特定財源	0			
		一般財源	10,624			
		合計	18,304			
		財源内訳				

				所管部課	生涯学習部 教育相談室	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和6年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
31	ICT等を活用した不登校児童・生徒支援対策の推進	令和5年度に東京都教育委員会が運用・提供開始した「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(仮想空間)」を活用し、不登校児童・生徒がGIGAスクール構想により児童・生徒に貸与した1人1台端末を活用して、他者とのコミュニケーションや、学習、教育相談員等への相談、フリースクール等を含む支援・進路情報等の参照ができるようにオンラインによる支援を実施する。	総事業費	事業費	0	<p>教育機会確保法では、地方自治体に学校以外の場においても不登校児童・生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう必要な措置を講じている。別室登校や適応指導教室に通うことのできない不登校児童・生徒の個別のニーズに応えることはもちろんのこと、その保護者や家族の不安等に対する支援策として市が実施することは妥当である。</p> <p>東京都教育委員会事業「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を活用することで、事業スキームやプラットフォームの提供を受けることができ、また先行実施している他自治体の状況などを基に効率的な事業の実施が可能となる。</p>
	背景・目的	全国的に9年連続で不登校児童・生徒が増加し、羽村市でも令和2年以降、2年連続で増加している。全児童・生徒が誰一人取り残されず、社会的な自立に向けて、それぞれの可能性を伸ばせるよう切れ目のない支援が求められている。東京都教育委員会は、令和4年度から、日本語指導が必要な子供や不登校の子供たちの居場所・学びの場として、仮想空間上に「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を設置し、デモ運用を行った。令和5年度は、8自治体で先行運用を開始し、令和6年度は実施自治体の募集を行っている。		人件費	1,123	
	《東京都教育委員会「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(仮想空間)」概要》東京都教育委員会が用意する仮想空間上に、区市町村が個別フロアを設置し、当該地域の児童・生徒がアバターを使って、フロア内での交流や、友達と会話などを行うことができる。相談スペースや、授業スペースも用意されており、それらの対応は、市の相談員や教員が行う。	合計		1,123		
	様々な要因で登校できない児童・生徒に対してICTを活用した学びの機会保障や居場所を提供し、社会的な自立に向けた支援を行う必要性から、不登校児童・生徒が個別のニーズに応じた学び、他者とつながりコミュニケーションをとること等ができる場の提供を行う契機とする。	財源内訳	国庫支出金	0	<p>東京都教育委員会事業「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を活用することで、事業スキームやプラットフォームの提供を受けることができ、また先行実施している他自治体の状況などを基に効率的な事業の実施が可能となる。</p>	
	都支出金		0			
	市債		0			
	その他特定財源		0			
	一般財源		1,123			
	合計		1,123			

A

-

妥当性

効率性(手法)